

# ルール 1

## ■ プレジャーボートの航行規制水域内を航行してはいけません

①騒音等を防止するため、以下の水域を航行規制水域として指定しています。指定された水域内では、原則航行禁止です。

- △ 住宅、病院、学校、保養施設等が存在し、地域の生活環境を騒音から防止する必要がある水域
- 水産動物の増殖場および養殖場への曳き波の被害を防止する必要がある水域
- 水鳥の営巣地等の水鳥の生息環境を騒音から防止する必要がある水域
- 他のレジャー利用者に著しく迷惑を及ぼすことを防止する必要がある水域

②停止命令等の違反者には30万円以下の罰金が科せられます。

# ルール 2

## ■ プレジャーボートの従来型2サイクルエンジンを使用してはいけません

- ①琵琶湖では、従来型2サイクルエンジンを搭載するプレジャーボートは使用できません。
- ②違反者には5万円以下の過料が科せられます。

# ルール 3

## ■ プレジャーボートに適合証を貼付しなければなりません

①琵琶湖でのプレジャーボート（4サイクルエンジンおよび環境対策型2サイクルエンジン（筒内直接噴射方式、電子制御・触媒方式、ディーゼル方式））の航行には、県が交付する適合証の表示が必要です。適合証の交付請求ができる方は、プレジャーボートの所有者および指定保管業者です。

詳しくは [適合証の交付請求方法](#) [検索](#)

②違反者には3万円以下の過料が科せられます。

③適合証の交付を受けたプレジャーボートの所有者やエンジンの変更等があった場合は、届出が必要です。



## その他プレジャーボート操縦者が守らなければならないこと

- 消音器等を改造したプレジャーボートの航行禁止（騒音防止）
- エンジンの不必要な空ぶかしの禁止（騒音防止）
- 取水施設やえり等からの航行安全距離の確保（衝突防止）
- 油流出防止等適切な給油方法の履行（水質保全）
- 水鳥の営巣地、生息地への配慮（生態系保全）

# プレジャーボートの航行規制水域図

〈令和3年6月現在〉

### △ 航行規制水域一覧 (条例第12条第1項第1号関係)

住宅等への騒音防止 (■)

No.	地区名
①	大津市柳が崎～際川
②	大津市雄琴
③	大津市真野
④	大津市小野～荒川
⑤	大津市大物～北小松
⑥	高島市安曇川町四津川～横江浜
⑦	高島市新旭町饗庭～今津町浜分
⑧	高島市今津町深清水～マキノ町海津
⑨	長浜市西浅井町大浦
⑩	米原市磯
⑪	彦根市松原～馬場
⑫	彦根市大藪～八坂
⑬	彦根市須越～薩摩
⑭	彦根市薩摩～田附
⑮	彦根市新海
⑯	守山市今浜
⑰	長浜市西浅井町菅浦
⑱	近江八幡市沖島
⑲	高島市マキノ町海津～長浜市西浅井町大浦(大門)
⑳	長浜市西浅井町大浦(小ツ組～三位)
㉑	東近江市栗見出在家町～近江八幡市白王町
㉒	野洲市菖蒲～吉川

### □ 航行規制水域一覧 (条例第12条第1項第2号関係)

水産動物の増殖場および養殖場保全 (■)

No.	地区名
①	草津市北山田町～南山田町
②	守山市木浜町～草津市下物町

### □ 航行規制水域一覧 (条例第12条第1項第3号関係)

水鳥の営巣地保全 (■)

No.	地区名
①	長浜市湖北町尾上～早崎町

### □ 航行規制水域一覧 (条例第12条第1項第4号関係)

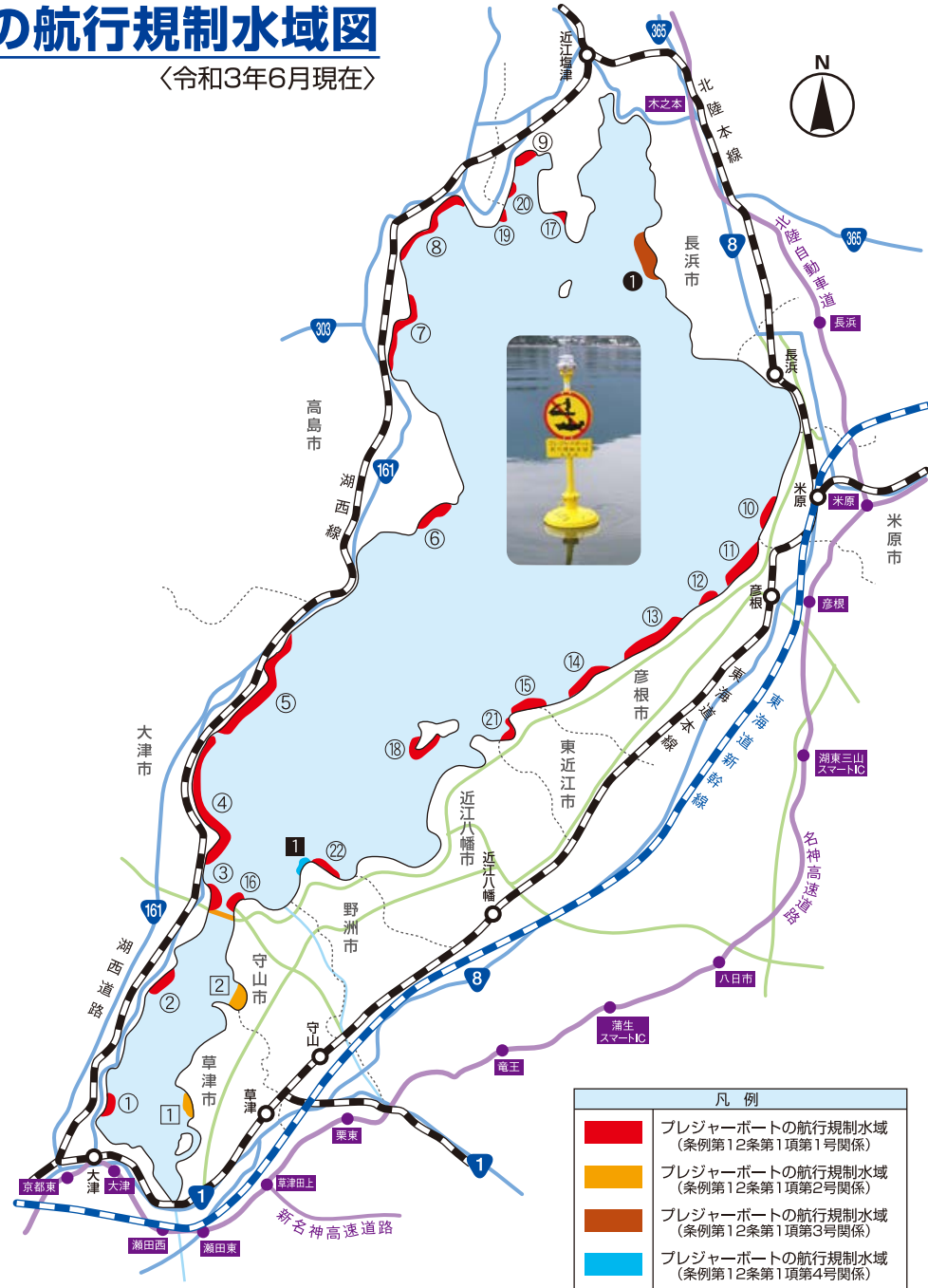
良好な利用環境の確保 (■)

No.	地区名
①	野洲市吉川

### 主なプレジャーボート別の航行規制

	騒音防止	養殖場等	水鳥営巣地	利用環境確保
水上オートバイ	制限	制限	禁止	禁止
ウェイクボード	制限	禁止	禁止	制限
バスボート	制限	制限	禁止	制限

制限：フィの内側を最短距離で、できる限り騒音を減らすための措置を講じ、離発着等の航行をすることは可能  
 禁止：フィの内側でエンジンを稼働させることを禁止  
 ただし、エンジンを稼働せずに移動させることは可能



凡例	
■ (Red)	プレジャーボートの航行規制水域 (条例第12条第1項第1号関係)
■ (Yellow)	プレジャーボートの航行規制水域 (条例第12条第1項第2号関係)
■ (Orange)	プレジャーボートの航行規制水域 (条例第12条第1項第3号関係)
■ (Blue)	プレジャーボートの航行規制水域 (条例第12条第1項第4号関係)

- プレジャーボートに乗船するときは救命胴衣等を着用しましょう。
- 酒酔い操縦は禁止です。